

第56号議案

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年7月9日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（条例第九条第四号の別に定める額）

第三条の二 条例第九条第四号の別に定める額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に規定する場合以外の場合 一般は五、七〇〇円、三歳以上中学生以下は二、八〇〇円、三歳未満は無料

二 社会教育活動又はスポーツ活動を行うため、学園を使用する場合 一般は二、八〇〇円、三歳以上中学生以下は一、四〇〇円、三歳未満は無料

第六条第一項中「四月一日から十一月三日」を「四月十五日から十一月十三日」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に学園の使用を休止する日を定めることができる。

第七条第二項中「使用状況により」を「運営を妨げないと判断したときに限り、」に改める。

付 則

この規則は、令和九年一月一日から施行する。

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則 平成十二年三月三十日 文京区教育委員会規則第十七号 第一条～第三条 （略） <u>（条例第九条第四号の別に定める額）</u> 第三条の二 <u>条例第九条第四号の別に定める額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> 一 <u>次号に規定する場合以外の場合 一般は五、七〇〇円、三歳以上 中学生以下は二、八〇〇円、三歳未満は無料</u> 二 <u>社会教育活動又はスポーツ活動を行うため、学園を使用する場合 一般は二、八〇〇円、三歳以上中学生以下は一、四〇〇円、三歳 未満は無料</u> 第四条・第五条 （略） <u>（使用期間等）</u> 第六条 学園を使用できる期間は、<u>四月十五日から十一月十三日までと する。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変 更し、又は臨時に学園の使用を休止する日を定めることができる。</u> 2・3 （略）	○文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則 平成十二年三月三十日 文京区教育委員会規則第十七号 第一条～第三条 （略） <u>（新設）</u> 第四条・第五条 （略） <u>（使用期間等）</u> 第六条 学園を使用できる期間は、<u>四月一日から十一月三日</u>____までと する。<u>ただし、十一月に属する日を使用できるのは、当該使用に係る 宿泊の初日が十月に属する日である場合に限る。</u> 2・3 （略）

(使用時間)

第七条 学園の使用時間は、使用開始日の午後二時から使用終了日の午前十時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、学園の運営を妨げないと判断したときに限り、使用時間を超えて使用させることができる。

第八条・第九条 (略)

付 則

この規則は、令和九年一月一日から施行する。

(使用時間)

第七条 学園の使用時間は、使用開始日の午後二時から使用終了日の午前十時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、学園の使用状況により _____ 使用時間を超えて使用させることができる。

第八条・第九条 (略)